

原野商法

二次被害にもご注意ください



今月の 御用心



埼玉県のマスコット
「さいたまっち」

- 一. セールストークをうのみにしない。
- 二. 不審な勧誘はきっぱりと断る!
- 三. 土地の現況や登記情報などを確認する。

だまされて
買った土地でまた
だまされて



埼玉県のマスコット
「コバトン」

困ったときは、お住まいの自治体の
消費生活相談窓口
に相談ください

消費者ホットライン

最寄りの相談窓口
につながります!

い や や!
TEL 1888

契約、悪質商法、製品・
食品やサービスによる
事故等の御相談は(市
外局番なし188番)に
お電話ください。